

● 暮らしの情報

あなたのとなりに

地域福祉活動コーディネーター

地域福祉活動コーディネーターは、皆さんの相談に寄り添い、つなぎ、見守る活動が続けながら、地域のつながり・支えあいを考え、さまざまな関係機関などと連携強化に努めています。どんな小さな事でも“お気づき”や“お困りごと”があればお気軽にご相談ください。

ご相談はこちら 平野区社会福祉協議会 ☎6795-2525

地域包括支援センターだより

～顔の見える関係づくりをめざして～

平野区瓜破地域包括支援センターでは、「地域の方々が互いに関心を持ち、交流し、情報を受け取り、行動しやすい町づくり」をテーマに様々な交流の場を地域のみなさまと一緒に考え、地域の資源を使いながら実践していきます。

【取り組み紹介 圏域支援者交流会】

「圏域支援者交流会」は瓜破地域包括支援センターの担当圏域の地域福祉活動コーディネーターを中心に、平野区社会福祉協議会、ひらのオレンジチームなど地域の支援者が定期的に、情報交換ができる場として開催しています。

本年度は新型コロナウイルスの感染予防として交流会を試験的にオンラインで開催しました。ネット環境の確認など準備が必要でしたが、新しい生活様式を意識して、色々な方法で意見交換や交流ができるようにしていきたいと思えます。

問合せ 瓜破地域包括支援センター ☎4392-7436

<あなたの地域の相談窓口>

平野区地域包括支援センター ☎6795-1666

加美地域包括支援センター ☎4303-7703

長吉地域包括支援センター ☎6769-0036 【圏域支援者交流会

喜連地域包括支援センター ☎6797-0555 オンライン交流会の様子】



【見守り相談室】同意確認書ご返送のお願い

見守り相談室では、大阪市が管理している行政情報をもとに、地域での日ごろの見守り活動や災害時の体制づくりのために活用される要援護者名簿を作成しています。

10月より地域の見守り対象となる方に、同意確認書を発送します。同意確認ができた方の情報を地域に提供し、地域のささえあいにつなげています。

※ご返送のない方には複数回訪問する場合があります。

対象の方

- 高齢者(要介護3～5、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方)
- 身体障がい者1・2級、視覚障がい・聴覚障がい3級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障がい)3級
- 知的障がい者A、精神障がい者1級
- 難病と診断されている方(医療機器等への依存度が高い人)



対象者に同意確認書を送付しますので、ご返送をお願いします。



問合せ 平野区社会福祉協議会「見守り相談室」 ☎6795-2577
保健福祉課(地域福祉) ☎4302-9860

市税の納期限のお知らせ

個人市・府民税(普通徴収分)第3期分の納期限は、11月2日(月)です。

新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含み、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は申請により減額・免除されることがあります。

詳しくは、令和2年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所へご相談ください。

大阪市 市税 納付

検索

問合せ あべの市税事務所(個人市民税担当) ☎4396-2953

知っておきたい検察審査会 検察審査員に選ばれたらご協力を!

交通事故、詐欺など被害にあったのに、検察官がその被疑者(加害者)を裁判にかけてくれず、納得できない。このような人のために、検察官のした不起訴処分が正しかったかどうかを審査する機関が「検察審査会」です。

検察審査会では11人の審査員がこの審査をします。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。

あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときには、国民の代表としての仕事にご協力をお願いします。

問合せ 大阪第一・第二・第三・第四検察審査会事務局
(北区西天満2-1-10 大阪地方裁判所内) ☎6316-2983

国民健康保険被保険者証を更新します

11月1日に国民健康保険被保険者証(以下、「保険証」という)を更新するため、新しい保険証(桃色)を10月中旬に区役所から転送不要の簡易書留郵便で送付します。

簡易書留郵便はポストには投函されませんので、配達時にご不在の場合は、投函された「郵便物等お預かりのお知らせ」に書かれた方法でお受け取りください。また、10月中旬に届かない場合や、郵便局の保管期限が過ぎた場合、保険証の記載内容に変更がある場合は、保険年金課(保険)にお問い合わせください。

なお、10月31日までに75歳になられる方には、すでに後期高齢者医療制度被保険者証を送付しています。

問合せ 保険年金課(保険)⑰番窓口 ☎4302-9956

医療証を更新します

障がい者医療証、子ども医療証、ひとり親家庭医療証を更新します。障がい者医療証はうぐいす色からオレンジ色へ、ひとり親家庭医療証はあざぎ色から桃色へ変わります。(子ども医療証は色の変更はありません。)

資格要件を満たす方には10月下旬に新しい医療証をお送りします。現在お持ちの医療証は11月1日から使えなくなりますので、10月末までに新しい医療証が届かない場合はご連絡ください。

※子ども医療証については、有効期限が令和2年(記載が平成32年のものを含む)

10月31日までの方が更新対象です。それ以外の方は引き続きご利用ください。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)⑳番窓口 ☎4302-9857

高額介護(介護予防)サービス費(相当事業費)申請のご案内について

介護保険サービス及び総合事業のサービスにかかった費用の1割、2割または3割は利用者負担ですが、その利用者負担が一定の上限金額を超えた場合については、介護保険の窓口で申請することにより、上限金額を超えた額が高額介護(介護予防)サービス費(相当事業費)として支給されます。

10月中旬に高額介護サービス費等の該当者と見られるが、まだ申請を行っていない方に対して「介護保険高額介護サービス費等支給申請のご案内」をお送りします。

【介護保険給付費等のお知らせ】の送付について

介護保険でサービスを利用されている方へ(対象期間 令和元年8月1日～令和2年7月31日)利用した介護サービスの内容と事業者を支払われた利用者負担額をご確認いただくために「介護保険給付費等のお知らせ」を10月中旬にお送りします。

問合せ 保健福祉課(介護保険)㉑番窓口 ☎4302-9859

「ガレージセールinひらの～多世代交流」中止のお知らせ

令和2年秋に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止させていただきます。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

問合せ 東南環境事業センター(瓜破南1-3-40)
☎6700-1750 FAX6706-2007

10月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です

犬や猫に関する苦情がたくさん寄せられています。世の中は動物が好きな人ばかりではありません。人と動物が共生できるように、次のことを守り、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

犬を飼うにあたって

- 犬の登録(終生1回)、狂犬病予防注射(毎年1回)は必ず受け、鑑札・注射済票を犬の首輪につけましょう
- トイレトレーニングをしましょう(フン尿の後始末は飼い主の責任です)
- 無責任な放し飼いはやめましょう

猫を飼うにあたって

- 室内で飼いましょう

その他

- 所有者がわかるように名札やマイクロチップなどをつけましょう
- 愛情と責任を持って終生飼いましょう(動物の遺棄・虐待に対する罰則が強化されました。)
- 不幸な命を増やさないために不妊・去勢手術をしましょう
- 野良猫へのエサやりは周囲にお住まいの方に配慮しましょう



問合せ 保健福祉課(地域保健)㉒番窓口 ☎4302-9973

「大阪市一斉清掃“クリーンUP”作戦」の参加者募集

市内全域の清掃活動にご協力ください。

期間 12月1日(火)～12月21日(月)

申込み 区役所などで配架中の参加募集申込書に必要事項を記入し、10月30日(金)までに東南環境事業センターへ郵送・Fax・持参

問合せ 東南環境事業センター(瓜破南1-3-40)
☎6700-1750 FAX6706-2007